

委任立法の研究——フランス現代憲法における授権法

村 田 尚 紀

一 本稿の課題と視角

国民主権の原理が国家権力の国民への帰属を求めるものであるとすれば、現在の日本国憲法の運用や通説的解釈には様々な問題があることは、すでに1970年代の主権論争を通じて明らかになっている。いわゆる行政国家現象もまた、単に権力分立原理とのかかわりだけでなく、国民主権原理とのかかわりでも問題になる。ここでいう行政国家現象とは、憲法規範上立法（機関）の行政（機関）に対する優位が保障されているにもかかわらず、運用上行政機関が立法作用までも篡奪している状態のごとである。国民代表機関が正確に民意を反映し、それに拘束されるものになったとしても、そのような行政国家的現実がそのままであれば、国民主権原理の貫徹は妨げられることになる。それゆえ、行政国家現象は権力分立原理のみならず、国民主権原理からも問われることになる。筆者が行政国家に関心を寄せる所以である。

ところで行政国家とくに委任立法に対する関心は、わが国の憲法学界においてもつとに高く、そこでは日本国憲法の解釈学的検討はもちろん、外国憲法の研究も旺盛に行われてきた。それは、一見すると、いまさら委任立法研究する必要や意義はないかのように思われるほどである。

もとより筆者もこれまでの学界の営みの蓄積の重みを認識するものであるが、しかしそこに問題があることも認めざるをえない。たとえば委任立法は、現代の福祉国家的要請に応えるものであると言われる。これは、委任立法の積極的意義として必ずといってよいほど指摘されることである。しかしその理論的連関は十分に論証されていないように思われる。その現実的連関にいたってはなおさらである。はた

して現実に委任立法はそのような要請を満たしてきたのであろうか。権威主義的な手続によって真に人権が保障されるのであろうか。そもそも有効な憲法解釈を行うためには国家・社会のマクロな動態分析が不可欠であるが、従来の委任立法研究は、この点で十分であったとは言いがたいように思われる。また外国憲法の研究としても、少なくとも本稿が取り組むフランスに関しては、個々の解釈論の紹介に傾斜していた。事物の判断は、そのものが何と称されているかではなく、そのものが何であるかによってなされなければならないが、それぞれの学説の歴史的・社会的背景とのかかわりあいには十分な注意が払われることは少なかったようである。そのうえ、実際の授権法に関しては、そもそも条文そのものが知られていることが少なく、まして立法過程の様々な論議やそれをめぐる社会的な論議は視野の外におかれてきたように思われる。

本稿は、以上のような問題意識のもとに、従来必ずしもよく知られてこなかったフランスにおける授権法をめぐる憲法思想のダイナミックな展開を明らかにして、これまでの研究を一步進めようと意図するものである。一般的に、フランスは目まぐるしく憲法が交代する「近代の最も重要な憲法の実験室」としてその研究の重要性が指摘されている。フランス憲法史は、担い手を異にする憲法思想の対抗の歴史をきわめて鮮やかに示している。したがって、憲法研究上そこには豊富な素材が見出されるのである。

委任立法の考察上対象となる第1次世界大戦以降の時期についてみると、1875年憲法、1940年7月10日憲法的法律、1946年憲法、1958年憲法という異なる憲法規範が存在する。それぞれ委任立法に関する規範構造も異なるし、その歴史的・社会的存在性格も異なる。とりわけ現行の1958年憲法は典型的な行政国家憲法として注目される。それゆえ、その検討は行政国家の検討にとって有益な一般的視点を与えてくれるであろう。

そこで次に本稿の概要を記すことにするが、ここであらかじめ目次を掲げておく。

序論

本書の課題

第I部 戦間期フランスにおける授権法（デクレ＝ロフ）

序章 基本視角

第一章 授権法体制の展開——授権法の憲法政治史的考察

序 節 本章の課題

第一節 授権法の憲法政治史的考察 (I)——危機におけるデクレ＝ロワ

第二節 授権法の憲法政治史的考察 (II)——相対的安定期におけるデクレ＝ロワ

第三節 授権法の憲法政治史的考察 (III)——世界恐慌とデクレ＝ロワ

第二章 授権法の理論的考察

序 節 本章の課題

第一節 授権法前史

第二節 授権法の憲法問題

第三章 第I部総括

第一節 戦間期における議会主義の機能転換

第二節 戦間期の学説の歴史的 성격

第三節 第II部の課題

第II部 フランス第四共和制憲法と授権法

序 章 戦後フランス憲法前史概説——ヴィシー体制とレジスタンス

序 節 本章の課題

第一節 ヴィシー体制

第二節 レジスタンスの展開

第三節 レジスタンスの憲法思想

第一章 フランス第四共和制憲法制定過程

序 節 本章の課題

第一節 第一期——パリ解放から1945年10月21日レフェレンダムまで

第二節 第二期——第一次憲法制定議会

第三節 第三期——第二次憲法制定議会

第二章 フランス第四共和制憲法第13条の構造と動態

序 説 本章の課題

第一節 第四共和制憲法第13条制定過程

第二節 憲法政治史的考察 (I)——1948年8月17日法を中心に

第三節 憲法政治史的考察 (II)——1953年7月11日法を中心に

第四節 第四共和制憲法第13条の動揺

第三章 フランス第四共和制憲法第 13 条の理論的考察

序 節 本章の課題

第一節 学説

第二節 コンセイユ＝デタ判決

第四章 第 II 部総括

第一節 第四共和制における議会制の構造と機能転換

第二節 第四共和制における学説および判例の歴史的 성격

第 III 部 フランス第五共和制憲法における委任立法

第一章 フランス第五共和制憲法制定過程

序 節 本章の課題

第一節 フランス第四共和制憲法の崩壊

第二節 フランス第五共和制憲法の誕生

第二章 フランス第五共和制憲法第 34 条・37 条・38 条の構造

序 節 本章の課題

第一節 フランス第五共和制憲法第 34 条・37 条・38 条の構造

第二節 フランス第五共和制憲法第 34 条・37 条・38 条制定過程

第三節 学説

第三章 フランス第五共和制憲法第 38 条の展開

序 説 本章の課題

第一節 フランス第五共和制憲法第 38 条の憲法政治史的考察

第二節 フランス第五共和制憲法第 38 条に関するコンセイユ＝デタおよび憲法院の判決

第三節 フランス第五共和制における憲法思想の対抗

第四章 総括

第一節 第二次大戦後フランス憲法史における議会主義の型と対抗

第二節 行政国家論への視座

二 戦間期フランスにおける授權法（デクレ＝ロワ）

1875 年憲法は、反第二帝制・反コミューンのヘゲモニーの法的表現であった。したがって、それは、帝制を否定すると同時にコミューン型の議会主義を否定し、立

法権を「代議院・元老院の両院によって行使される」ものとし(公権力の組織に関する1875年2月25日憲法的法律第1条)、「法律の執行を監督し確保する」権限を大統領に与えていた(同第3条)。1875年憲法によって担保されていたフランスの議会主義(議会による立法と議会による他の国家機関とりわけ執行機関に対するコントロール)は、国民主権の構造のもとで、けっして人民の主権行使を媒介するものではなかった。しかし、それさえも、第一次世界大戦を契機として変貌する。

1914年から1940年までの間に13回という授権法の度重なる登場によって議会主義は空洞化する。授権法の手続は、多少の差異はあるが、いずれも(政府への授権→デクレ(命令)→議会によるその承諾)というシステムをとる。議会による承諾を受けたデクレは、それ以後、法形式上法律になる。承諾を受ける以前のデクレは、デクレであるという意味でただちに執行力を持つが、その効力は、あるいは現行の法律を改廃し、あるいは法律によってのみ改廃される、という意味で法律の効力を有する。授権法が議会主義を空洞化するという所以である。

戦間期の授権法は、1875年憲法の下で展開する。つまり、それは、帝制期にみられたいわゆる「真のデクレ=ロワ」と違って、議会そのものを否定せず、むしろそれを前提にしつつ、議会を単なる登録機関、行政行為の正当性を担保する機関に転化するものである。議会の存在そのものを肯定する授権法の権威主義の本質は、憲法イデオロギーのレヴェルでは既存の憲法思想を全面否定するのではなく、むしろその展開・加工形態として現象する。議会にデクレ=ロワの最終的判断権さえ留保しておけば、政府の独裁は阻止され、議会の優位は担保されるというのが、以後支配的になる現代的議会主義の思想である。これは、権力制限的な近代的議会主義の思想と断絶した、権威主義的な行政国家の法理として機能し、授権法によって形骸化された議会を美化する虚偽表象であった。

選挙によって主権者を代表するという意味で主権的機関である議会から授権事項に関して意思決定の権限を一時的にせよ奪い、それに関する執行権の行為に対する事後的な承諾のみを議会に残す授権法は、人民を二重の意味で主権から疎外する。第一にナシオン主権の構造によって、第二に主権的機関の形骸化によってである。ヴィシー体制は、そのような授権法体制の展開と議会主義の機能転換を最も完全な姿で表したものである。

三 フランス第四共和制憲法と授権法

1946年憲法は、その「原点」においては、反第三共和制・反ヴィシー体制のヘゲモニーの法的表現であった。第13条は、そのような同憲法の特質をよく表す規定であった。それは、「国民議會のみが法律を表決する。国民議會はこの権利を委任することはできない」と規定している。かような規定は、フランス憲法史上150年ぶり二度目の登場であり、かつ同時代の他国の憲法にない規定である、という二重の意味で特徴的な規定である。

1946年憲法第13条は、制憲者意思においては、戦間期型の授権法を禁止するものと意義づけられていたが、その文言は近代的な委任立法禁止の原則を確認する形態をとるにすぎなかった。戦間期に支配的であった憲法学説によれば、授権法は委任立法ではないとされていたから、かかる第13条の二重構造は、すでに動搖の原因をはらんでいたことになる。

第13条は、そこに曖昧な文言をもちこんだ中道派が主導権を握るにいたり、その消極的改憲路線に沿って運用されることになる。第四共和制期、第13条の下で、36の授権法が登場することになるのである。この時期の授権法には、第13条の存在のために、戦間期のそれと形態的には異なるものがある。性質上の命令事項という法カテゴリーを導入した1948年8月17日法と1953年7月11日法がその代表である。しかし、それも授権法としての本質的な機能においては戦間期の授権法と同質であった。フランスの戦後史は、いわゆるC. N. R. 綱領路線と反C. N. R. 綱領路線のヘゲモニー闘争として展開した。3党政治の崩壊後の中道政権は後者のヘゲモニーを担いつつ、フランス資本主義の権威主義的改革＝近代化を推進してゆく。授権法はそのような反人民的な政策を国家意思として強行するための法形態であった。1946年憲法第13条改正は、そのような中道政権の憲法政策において戦略的な目標となった。1946年憲法第13条は、結局第四共和制下で改正されなかったが、授権法の支配によって、同条は「原点」において有していた歴史的意義を喪失し、文言と制憲者意思の間にあった二重構造は、文言の側に統一された。第四共和制の破綻とは、このような憲法運用の破綻である。

四 フランス第五共和制憲法における委任立法

1958年憲法は、新型資本主義・新植民地主義のヘゲモニーの法的表現である。それは1946年憲法下の消極的改憲路線に沿った憲法運用を最もドラスティックな形態に純化して規範化している。第34条は「法律は国会より表決される」として法律の所管事項を限定列挙し、他方第37条は「法律の所管事項以外の事項は命令の性質を持つ」として、フランス憲法の伝統的な形式的法律概念からの転換を行っている。さらに第38条は「政府は、その綱領の実施のために、一定の期間につき、通常において法律の所管事項に属する措置をオルドナンスにより定めることの承認を国会に求めることができる」としている。これは、いうまでもなく、授権法の憲法化であり、これによって、議会上に排他的に留保される事項は何もないことになる。

授権法が憲法上明文で承認されたからといってその本質が変わっているわけではない。その点は、1958年憲法第38条の構造がすでに明らかにしているが、その展開によっても明らかになっている。1958年10月から1986年12月までの約28年間に、同条の適用として全部で22の授権法が現れている。これは、第四共和制期の12年間で36というのと比べれば減少しているが、第1に1958年憲法が第34条および第37条によって命令権を拡大していること、第2に戦間期の授権法が26年間で13であったこと、以上の2点からすれば、第38条の運用に関して「授権法の慣習はほとんど日常的ではない」とみるのは、妥当でない。

1958年憲法第38条の展開を質的に見ても、それは中心的な政治問題を権威主義的に解決する法的装置として作動してきたことが明らかになる。たとえば、同条の適用である1967年6月22日法は、ヨーロッパ第一のフランスの高度成長が拡大再生産してきた諸矛盾の噴出を抑圧し、よりいっそう高度成長政策すなわち第五プランを貫徹するための槓杆であった。勤労者の権利、社会保障の充実か、所有権の保障か、という1967年6月22日法が直面していた問題は、後者への前者の従属という形態で解決されたのである。異なる政策・理念の自由で対等な闘争の場を封鎖する1958年憲法第38条は、やはり民衆の生活危機を解決しなかったのである。

そもそも1958年憲法は、1946年憲法の議会優位の構造が破綻したという歴史的「総括」の規範的表現でもあるが、第4共和制の破綻とは、36回も制定された授権法の破綻である。つまり、1958年憲法による1946年憲法の歴史的「総括」は、1946年

憲法の運用上の問題を規範構造上の問題として無媒介に「翻訳」し、破綻したはずの憲法運用を規範的に承認するものである。したがって、1958年憲法第38条の展開が、その正当性に対する批判を呼び起こすことになるのは当然である。

1972年の左翼共同政府綱領は、第五共和制憲法第34条所定の法律の所管事項を拡大すること、第38条に関して、その適用が国会の権限を空洞化することがないように改正することを課題にしている。

五 結論

1914年～1986年の間、フランスの国家・社会は、様々な危機にあおられてきた。それらの危機は、憲法体制のいかんにかかわらず、授権法を随伴した。授権法は、そうした危機を処理するために執行権の専門能力・技術・活動の迅速性を活用する手段として合理化される。しかしながら、授権法は危機の必然的な所産とは言えない。自然災害はともかくとして、文字通り一義的な全国民的危機というものが存在するとは言いがたい。実際、現代フランスの軍事的・経済的・社会的危機には、支配層にとっての活路と民衆にとっての活路とが開かれていた。2つの道は、ナシオン主権かプール主権か、古典的自由か、現代的人権か、という2つの異なる憲法思想の対抗としてあらわれる。《技術性》・《効率性》という「理念」に彩られる授権法は、そのような二者択一のうちのそれぞれの前者に適合するものであった。要するに、授権法を導入するとされる危機とは政治の延長であり、それゆえそれはいかに解決するかをめぐっても一義的な解答が機械的に出せることはないのであり、危機が深刻であればあるほどいよいよ激しい政治闘争が随伴せざるをえない。授権法は、国家意思形成過程から議會を疎外することによって、人民を主権の行使からよりいっそう疎外し、そのような政治闘争を押さえ込み、権威主義的に危機を克服しようとするものである。人民の生活の危機を解決するのではなく、むしろ危機さえもテコにして自らのヘゲモニーを強固にしようとする支配層の側からの危機「克服」策の法的形態が授権法なのである。

したがって、授権法を不可避のものとするのは、科学的認識として誤っていると言える。

フランスの主流的な憲法解釈学説と判例の授権法をめぐる対応は、戦間期以来、細かな分岐をはらみつつも、一貫して授権法合憲論の立場をとってきた。戦間期の

支配的学説は、1875年憲法の下に、授権法体制の樹立を正当化した。第四共和制期の主流的学説は、1946年憲法第13条を文言に「忠実」に解釈し、同条の歴史的意義・存在理由を否定した。第五共和制期の主流的学説は、1958年憲法第38条の展開を媒介してきた。それらは、いずれも授権法の科学的認識を欠いていることによって、虚偽表象であることを免れていない。第三共和制の崩壊、第四共和制の崩壊はそのことを如実に示している。1875年憲法・1946年憲法のいずれの下でも現実には機能していたのは外見的な議会主義であり、授権法体制であった。支配的学説はそれを媒介していたのである。破綻したのは、議会主義というよりもむしろ授権法体制であり、支配的学説である。

そうであるならば、人民主権の立場から行政国家を法的実践の対象とする場合、フランスの主流的学説を参考にするには慎重でなければならない。とくに1958年憲法下の主流的学説は、解釈の余地のきわめて少ない憲法の文言による強い拘束を受けているが、それに対して日本国憲法は、1958年憲法第34条・37条・38条に相当する条文を持っていない。わが国の委任立法の現状に照らして、少なくとも精緻な解釈を展開するフランスの学説を参考することに積極的意義があるとしても、そのような文言の相違にかんがみれば、大きな留保が必要である。

授権法は民衆を主権から疎外することによって、民衆生活の危機の解消形態とならないのである。したがって、それは手続的にも実体的にも権威主義的なものだと言える。

権威主義的な憲法の構造や展開はその対立物を生み出さざるをえない。現代フランス憲法史は、危機に対する権威主義的・行政国家的な対応とは異なる解決形態を提出している。すなわち、戦後の出発点におけるいわば理念としての第四共和制憲法、1972年の左翼共同政府綱領がそれである。これらと日本国憲法との親近性からすれば、そこには示唆に富む問題提起が含まれていると言える。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 委任立法の研究——フランス現代憲法における授権法

論文審査担当者 南 博 方
杉 原 泰 雄
浦 田 一 郎

村田尚紀氏による学位請求論文「委任立法の研究——フランス現代憲法における授権法」は、1990年に日本評論社から刊行され、本文637頁からなる。委任立法は、立憲主義・国民主権・権力分立原理から見て重大な問題点を含む、現代国家にほぼ共通した現象であり、本論文は、フランス現代憲法を素材にした、その本格的な憲法史研究である。

一 本論文の要旨

1 本論文の構成

本論文の構成は以下のようになっている。

序論

第I部 戦間期フランスにおける授権法（デクレ＝ロワ）

序 章 基本視角

第一章 授権法体制の展開——授権法の憲法政治史的考察

第二章 授権法の理論的考察

第三章 第I部総括

第II部 フランス第四共和制憲法と授権法

序 章 戦後フランス憲法前史概説——ヴィシー体制とレジスタンス

第一章 フランス第四共和制憲法制定過程

第二章 フランス第四共和制憲法第一三条の構造と動態

第三章 フランス第四共和制憲法第一三条の理論的考察

第四章 第II部総括

第III部 フランス第五共和制憲法における委任立法

第一章 フランス第五共和制憲法制定過程

第二章 フランス第五共和制憲法第三四条・三七条・三八条の構造

第三章 フランス第五共和制憲法第三八条の展開

第四章 総括

2 本論文の要旨

本論文の序論では、従来の学界の議論においては、委任立法は福祉国家的要請に応えるものと説明されることが多いが、その論理的・現実的連関は論証されていないと指摘する。また、学説の歴史的・社会的背景に十分な注意が払われてこなかったとする。ここで、「近代の最も重要な憲法の実験室」であるフランスを素材に、委任立法の憲法史的研究を行う。とりわけ、第五共和制憲法は典型的な行政国家型憲法として注目されるという。

第I部では、戦間期フランスにおける、授権法とそれに基づくデクレ・ロワを検討する。その第一章では、第三共和制憲法は帝政を否定すると同時に、コミューン型の議会主義も否定しており、人民主権を実現するものではなかったとする。しかも、第一次世界大戦が始まった後、1914年から1940年までの間に13回の授権法が登場し、議会主義も空洞化したと言う。授権法に基づく、デクレと呼ばれる命令は、議会の承諾によって法律となる。承諾を受ける前は、デクレであるが、法律を改廃する効力を有する。その意味で授権法は議会主義を空洞化するものであると言う。

第二章では、議会の存在そのものを否定する「真のデクレ・ロワ」や、一種の執行命令である「特別執行令」から戦間期のデクレ・ロワを区別し、その授権法体制は議会の存在を前提にしつつ、議会を単なる登録機関にし、行政権の行為を正当化するものであることを指摘する。それに対して、支配的学説は、デクレ・ロワの最終的判断権を議会が持っていれば、議会主義は確保されると考えており、これは権威主義的な、行政国家の法理に外ならないとする。授権法は、人民主権に基づかない議会が、さらに形骸化することによって、二重に人民を主権から疎外すると指摘する。

第II部では第四共和制憲法における授権法に考察を加える。序章において、戦後憲法の前史として、ヴィシー体制とレジスタンスを見た後で、第一章で第四共和制

憲法の制定過程を見る。そこから、第四共和制憲法は第三共和制とヴィシー体制の両者を批判する立場から出発したことが明らかになるとする。

第四共和制憲法一三条は、「国民議会のみが法律を表決する。国民議会はこの権利を委任することはできない」と規定する。第二章はその構造と動態を分析する。一三条に関する制憲者思想は、戦間期型の授権法の否定にあって一応考えられるにもかかわらず、できあがった文言は、立法権委任の禁止という、近代憲法上当然の原則を宣言したに過ぎないものになったことを明らかにする。戦間期の支配的学説では、授権法は立法権の委任を意味するものではないと考えられていたから、制憲者意思と文言との間にズレがあり、運用過程において問題が生ずる可能性が当初からあったことを指摘する。

このような不明確な文言を持ち込んだ中道派が主導権を握った第四共和制において、三六の授権法が登場する。憲法一三条の規定の影響の下で、1948年8月17日法や1953年7月11日法は、「性質上の命令事項」という概念を導入したが、授権法としての本質的な機能において戦間期の授権法と異なるところはないとする。このような授権法によって、反人民的な政策の実現が図られたと言う。憲法一三条は制憲者意思から離れて、文言に合わせて運用された。第四共和制憲法は立法権を拡大し過ぎたために失敗したと言われるが、そうではなくて、失敗したのは、議会主義を空洞化する授権法による憲法運用であると結論づける。

第三章で、憲法一三条の理論的考察を行い、学説の中には注目すべき違憲論も登場したが、多くの学説もコンセーユ・デタ判例も結局、授権法を積極的に容認したとする。

第III部では、第五共和制憲法における委任立法を取り上げ、その第一章では、憲法制定過程を見ることによって、第五共和制憲法が新型資本主義・新植民地主義の要請に応えるものであるとする。これは典型的な行政国家の在り方を規定する憲法となる。

第二章では、委任立法にかかわる条文の構造分析を行う。三四条は「法律は国会により表決される」としつつ、その法律の所管事項を限定列举する。他方で三七条は、「法律の所管事項以外の事項は命令の性質を持つ」とする。そして三八条は、「政府は、その綱領の実施のために、一定の期間につき、通常において法律の所管事項に属する措置をオールドナンスにより定めることの承認を国会に求めることができ

る」とする。これは授權法の憲法化に外ならない。

第三章で、憲法三八条の展開を分析し、1958年から1986年までの28年間に、同条に基づく22の授權法が登場したとする。授權法は第五共和制においても政治的問題を権威主義的に解決するための法的手段であったことを、1967年6月22日法を素材にして示している。それに対して、1972年の左翼の共同政府綱領は、憲法三四条の法律の所管事項を拡大し、三八条は、「その適用によって国会の権限が空洞化するに至らないように改正される」とする。また、中央・地方の事務配分の再編を通じて、国会の立法負担の軽減を図ろうとする。これらの構想は、民衆の憲法思想の到達点を示していると評価する。

第四章で総括を行い、授權法は危機の必然的な所産ではなく、支配層にとっての活路と民衆にとっての活路の中で、前者に適合するものであると結論づけている。

二 本論文の意義と問題点

1 本論文の意義

次のような意義を指摘することができる。

(1) 非常に高い実証性を備えている。研究対象をフランスの戦間期、第四共和制憲法、第五共和制憲法における委任立法に確定した上で、それぞれの段階の社会・経済・政治構造の分析を含んだ憲法政治史的考察、憲法・法律制定過程、コンセーユ・デタ・憲法院の判例、学説・思想の考察を非常に詳細に行っている。そのために、利用しうる限りの必要な第一次・第二次資料に網羅的に入念に当たっている。本研究は、着実に並外れた努力の成果である。

(2) かなり錯綜した問題が含まれているにもかかわらず、論理展開は非常に明快である。それは、人民主権の立場を基礎に据え、それを空洞化するものとして委任立法を批判する視点を、全体の構成から個別の論点に至るまで貫いているためである。全体の構成における具体的な論述の位置づけ・必然性をよく整理している。

(3) 具体的な考察を通して、委任立法の政治的性格を論証している。この点が本研究の最大の功績である。委任立法は、危機や福祉国家的要請に対する対応として、執行権の専門的能力・技術・活動の迅速性から正当化されることが多い。しかしながら、委任立法が政治闘争の一つの権威的解決形態であることを、豊かな説得力を以て実証している。第三・第四共和制憲法の下における、条件づきの授權法合

憲論である大方の学説も、実定憲法の下で無条件の正当化が不可能な状況の下で、授権法を正当化する政治的役割を果していることを明らかにしている。それに対して、第四共和制憲法一三条の制定過程や第五共和制における左翼の共同政府綱領の分析を通して、委任立法に批判的な政治的解決方向を明らかにして、議論の説得力を高めている。

以上の点から、本研究は内外の委任立法研究の水準を越えているといえることができる。

2 問題点

しかしながら、次のような問題点や疑問もある。

(1) 本書のタイトルである「委任立法」、中心的な考察の対象となっている「授権法」、その基本的性格づけである「権威主義」などの内容・相互連関が、必ずしも明らかにされていない。法律によると個別的・具体的委任を一応要求されている日本国憲法七三条六号の委任命令を含めて、広く委任立法が本書では問題にされている。他方で、本研究の中心的な研究対象となっている戦間期、第四・第五共和制憲法における授権法は、非常に広い立法委任を認める特殊なものである。両者の関係が十分に説明されておらず、後者に対する批判がどこまで前者に当てはまるか、問題が残っている。また、社会体制原理と結びつきやすい人民主権の立場に立つことと、体制横断的な規定として使われることが多い権威主義という性格づけを行うこととの関係にも、説明があった方がよい。

(2) どのような問題解決の展望が考えられているのか、必ずしも明らかではない。人民主権を基礎に据えて、民衆的・民主的な方向で政治的解決を展望した場合、委任立法のかなりの部分が否定されると考えられていることは明らかであるが、全面的に否定されるのかどうか。それとも、国民による議会のコントロール、地方自治の確立、議会の立法能力の充実に努力しても、なお限られた範囲で委任立法が権威主義的な政治の本質を奪われて、執行権の専門能力・技術・活動の迅速性などの問題が純粋な形で登場することになるのか。さらに、人民主権や議会制民主主義に忠実であろうとすればするほど、委任立法がより一層深刻な問題になるのか。これらの点が必要しも明らかでないために、現実の委任立法に対する批判がやや単線的になっている印象を受ける。

(3) 日本における委任立法の検討がされていない。フランスに研究対象が限定

されており、これはありうる一つの研究態度であるが、日本との関係がほとんど論じられていない点に、不満が残る。現代国家における行政国家傾向という一般的な問題を取り上げていることは理解できるが、日本憲法史に即した検討がないと、なぜ今のような意味で委任立法を問題にするのかが、具体的に明らかにならない。例えば、1960年代以降の利益政治における委任立法の機能などは、検討課題になりうる。また、日本国憲法の解釈場面でどのような示唆が得られるのか、村田氏の見解を知りたいところである。

以上の問題点は、今後の研究課題としうるものであり、本論文の卓越した学問的価値を損うものではない。

三 結論

審査員一同は以上の評価と口述試験に基づき、村田尚紀氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与するのが適当と判断する。

1992年1月22日